

審 査 基 準

基準の名称		猟銃等の製造事業の許可審査基準	
法 令 等 名		根 拠 条 項	許 認 可 等 ・ 処 分 の 概 要
武器等製造法		17-1	猟銃等の製造事業の許可
武器等製造法施行規則		5, 6, 7, 17, 18	
基 準 の 内 容			
(製造の許可) 第十七条 猟銃等の製造の事業を行おうとする者は、工場又は事業場ごとに、その製造をする猟銃等の種類を定めて、都道府県知事の許可を受けなければならない。 2 第五条〔許可の基準〕第一項第二号及び第五号並びに第二項の規定は、前項の場合に準用する。 (製造の許可申請) 第五条 法第四条但書の規定により武器の製造の許可を受けようとする者は、様式第二の武器製造許可申請書に、当該武器の製造のための設備および保管のための設備の概要を記載した書類を添附し、武器の製造を行う場所を管轄する経済産業局長を経由して、経済産業大臣に提出しなければならない。 (技術上の基準) 第六条 法第五条第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、別表の通りとする。 (保管の要件) 第七条 法第五条第一項第二号の経済産業省令で定める要件は、左の通りとする。 一 管理上支障がない場所にあること。 二 武器の製造数に応じた収容能力を有すること。 三 出入口に鉄製その他の堅固な扉が設けられている等盗難の防止のために適当な構造を有すること。 (製造事業の許可申請) 第十七条 法第十七条第一項の規定により猟銃等の製造の事業の許可を受けようとする者は、様式第九の猟銃等製造事業許可申請書に、工場または事業場の図面を添附し、工場または事業場の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。 (製造の許可申請) 第十八条 法第十八条但書の規定により猟銃等の製造の許可を受けようとする者は、様式第十の猟銃等製造許可申請書を店舗の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。			